

中国における実用新案権利用に関して

はじめに

中国特許制度には、発明特許だけではなく、実用新案と意匠が含まれている。特許制度の一部として、実用新案は権利化が容易で、審査や許可までの期間が短く、実用性が比較的強いという独自の特徴を有している。中国の実用新案制度は、1985年に施行された第1部の「特許法」により確立され、2008年に「第3回特許法及び付属法規改正」の際にさらなる改正と改善がなされた。当該制度の施行から30年余りの間に、多くの出願人がその優位性を合理的に利用して、企業の発展と知的財産意識の向上に、重要な役割を果たしてきた。

本稿では、まず、ご提示いただいたテーマに基づいて、中国の実用新案の関連内容について紹介・分析する。さらに、実用新案の権利行使と密接な関係を有する特許権評価報告制度についても紹介する。読者の皆様が中国の実用新案制度を正確に理解し、十分に活用できるために、少しでも役立てば幸いである。

I ご指定いただいたテーマへの回答

A 外国企業の実用新案権の利用状況・日本企業の利用状況

1. 実用新案権の権利化

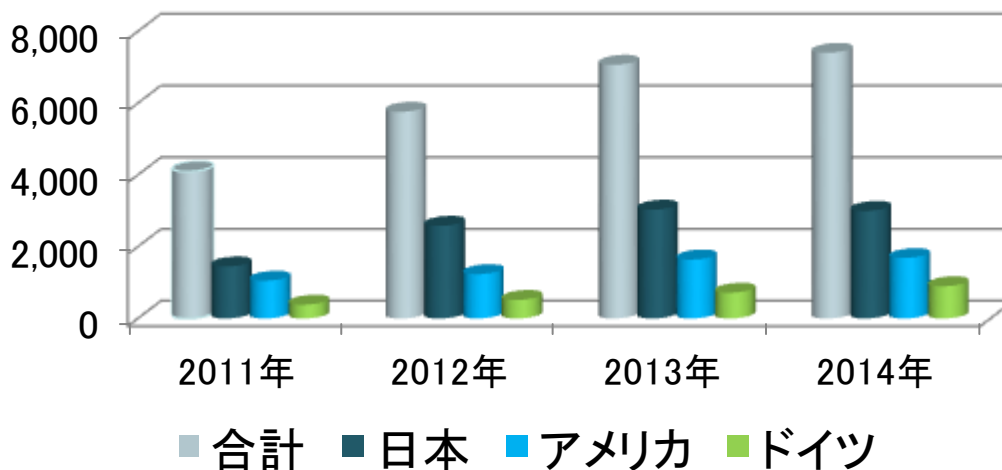
全体からみれば、外国企業（日本企業を含む）による実用新案の出願件数は、多くない。中国国家知識産権局（以下「SIPO」という）の2015年12月までの統計データ¹によれば、2015年、中国の実用新案の出願受理総件数は112万7577件に達し、そのうち、大部分は国内出願人による出願で、外国出願人による実用新案の出願受理件数は、わずか7863件であった。同様に、SIPOの2014年の統計データ²によれば、2014年、中国の実用新案の出願受理総件数は86万8511件で、外国出願人によるものは7458件で、総件数の1%にも満たなかった。2011年から2014年までの間の外国出願人による実用新案の出願状況について、下表1³をご参照いただきたい。

¹ <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/tjyb/2015/201601/P020160114531916715830.pdf>

² <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/a/a2.html>

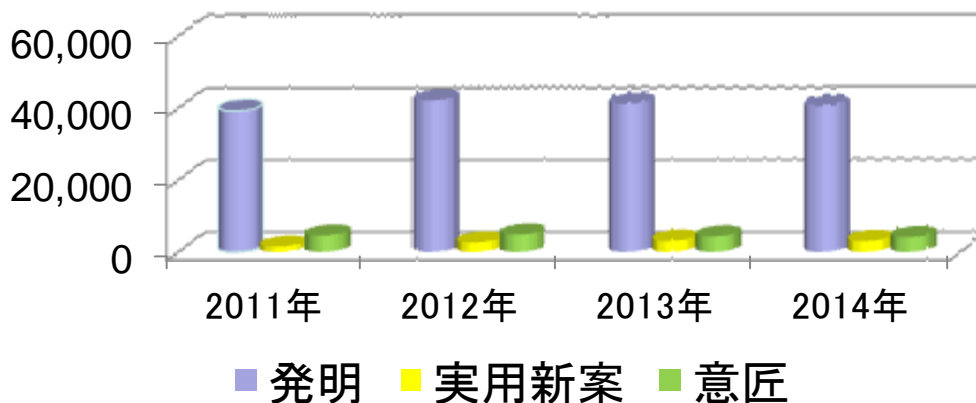
³ 中国国家知識産権局より公布した「国家知識産権局特許業務作業及び総合管理統計月報」から統計できたデータ
資料協力 [北京林達劉知識産権代理事務所](#)（中国）

2011年～2014年における外国出願人の実用新案出願



また、2014年、日本の出願人による実用新案出願件数は2997件⁴であった。日本の出願人は中国において主に発明特許を出願することにより発明の権利化を図っているが、2014年を例に言えば、日本の出願人による実用新案出願件数はその発明特許出願件数のわずか7.4%程度に過ぎなかった⁵。2011年から2014年までの日本の出願人による実用新案出願件数の状況について、下表2⁶をご参照いただきたい。

2011年～2014年における日本出願人の実用新案出願



⁴ <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/a/a11.html>

⁵ 中国国家知識産権局より公布した「国家知識産権局特許業務作業及び総合管理統計月報」から統計できたデータ

⁶ 中国国家知識産権局より公布した「国家知識産権局特許業務作業及び総合管理統計月報」から統計できたデータ
資料協力 [北京林達劉知識産権代理事務所](#)（中国）

その一方、弊所のクライアントである一部の日本企業は最近、中国の実用新案制度の活用を重視し始めており、実用新案出願を以前より多く依頼して下さるようになってきている。そして、2014年全員の日本の出願人による実用新案出願件数が2997件だったのに対して、2015年は1月から9月までの日本の出願人による実用新案出願件数は2026件に達した⁷。そこで、今後、日本企業の実用新案出願件数は徐々に増加していくことが見込まれる。

2. 実用新案権の権利行使

中国最高裁判所より公布された2014年の統計データ⁸によれば、2014年に中国の地方の各級裁判所が新たに受理した知的財産権の民事一審事件は、前年比7.83%増の9万5522件で、そのうち、特許権関連事件は前年比4.93%増の9648件であった。2014年に結審された知的財産権民事一審事件のうち、外国当事者に係る事件は、前年比0.11%増の1716件であった。

また、SIPOより公布された2014年の統計データ⁹によれば、全国の知的財産権部門が2014年に行政ルートによって処理した特許権関連事件のうち、特許権紛争事件が8220件で、特許詐称事件が16259件であった。

しかし、上記の特許権関連の権利行使のデータにおいて、実用新案権に関連する具体的統計データはなかった。

イ 特許権と実用新案権の出願比率

ここ数年、中国における発明特許権と実用新案権の出願比率について、全般的状況を見ると、基本的には、実用新案出願のほうが多かったが、2014年には、発明特許の出願件数が実用新案の出願件数を追い抜いた。ただし、そのうち、外国出願人による出願状況から見れば、発明特許に関する出願が圧倒的に多かった。具体的には、下記の表3¹⁰と表4¹¹ををご参照いただきたい。

⁷ <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/tjyb/2015/201601/P020160114531916715830.pdf>

⁸ 関連データは中国最高裁判所が公布した「2014年中国裁判所知的財産権司法保護状況」により

⁹ 関連統計データは中国国家知的財産権局が公布した「2014年中国知的財産権保護状況」により

¹⁰ <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/a/a2.html>、及び、

<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/tjyb/2015/201601/P020160114531916715830.pdf>

¹¹ <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/a/a1.html>

特許出願の受理状況（2010年～2015年）

		発明特許	実用新案	意匠
合計	2010	391,177	409,836	421,273
	2011	526,412	585,467	521,468
	2012	652,777	740,290	657,582
	2013	825,136	892,362	659,563
	2014	928,177	868,511	564,555
	2015	1,101,864	1,127,577	569,059
国外	2010	98,111	2,598	12,149
	2011	110,583	4,164	13,930
	2012	117,464	5,853	15,181
	2013	120,200	7,136	15,165
	2014	127,042	7,458	16,127
	2015	133,613	7,863	17,578

特許出願への受理及び登録の累計状況（1985年4月～2014年12月）（件）

類別		発明特許		実用新案		意匠	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
国内	出願受理件数	3,885,343	28.0%	5,456,994	39.4%	4,515,027	32.6%
	登録件数	898,543	11.4%	4,057,480	51.6%	2,913,351	37.0%
国外	出願受理件数	1,370,653	85.8%	41,412	2.6%	185,352	11.6%
	登録件数	653,344	76.0%	35,639	4.1%	170,340	19.8%
合計	出願受理件数	5,255,996	34.0%	5,498,406	35.6%	4,700,379	30.4%
	登録件数	1,551,887	17.8%	4,093,119	46.9%	3,083,691	35.3%

ウ 発明特許権に基づく特許権侵害訴訟と、実用新案権に基づく特許権侵害訴訟とで、原告勝訴率の違い

中国全国における発明特許権と実用新案権に基づく侵害訴訟の原告勝訴率に関する統計データは見つからなかった。ご参考までに、北京市の関係データ¹²をご提供する。

2004年から2015年の間に北京市の各裁判所より言い渡された820部の判決書によって統計した結果から見れば、特許権侵害訴訟の一审事件において、裁判所は、74.3%の事件において、被告の特許権侵害を認定した。そのうち、発明特許権侵害訴訟では、55.9%の事件が侵害と認定された一方で、44.1%の事件で不侵害と認定された。実用新案権訴訟では、66.7%の事件が侵害と認定され、33.3%の事件で不侵害と認定された。

前記のデータから見れば、北京市における発明特許権侵害訴訟では、半分程度の原告しか勝訴できていないのに対し、実用新案権侵害訴訟では約3分の2の原告が勝訴している。実際には、意匠権侵害訴訟事件における原告の勝訴率が一番高く、89.6%に達している。

前記の北京市の特許権侵害訴訟における原告勝訴率に関する関連データは、全国の特許権侵害訴訟の状況もある程度反映している。実務上、発明特許権侵害訴訟における原告の勝訴率がさほど高くないのは、発明特許権侵害訴訟の難度が比較的高く、かつ、係る技術の複雑性によって生じる高い不確定性によるものであると考える。したがって、訴訟をの提起を検討する際には、その点にも十分に注意する必要がある。

エ 北京における第一審結果調査データ

2004年から2015年までの間に北京市の裁判所より言い渡された820部の特許権侵害訴訟判決書に基づいて、下記のデータ¹³を把握できた。

820件の特許権侵害訴訟のうち、第一審事件は487件で、うち、意匠権侵害訴訟が最も多く、47.2%占め、発明特許権侵害訴訟及び実用新案権侵害訴訟は、それぞれ29.4%及び23.4%を占めた。

¹² <http://toutiao.com/i6236956359389086210/>

¹³ <http://toutiao.com/i6236956359389086210/>

また、これらの第一審特許権侵害訴訟では、74.3%の事件において、被告が原告の特許権を侵害したと認定され、25.7%の事件において、被告が原告の特許権を侵害していないと認定された。さらに分けて言えば、侵害を認定された事件において、意匠権侵害訴訟事件が56.9%占め、発明特許権侵害訴訟及び実用新案権訴訟は、それぞれ22.1%及び21.0%を占めた。それに対して、北京市の裁判所より不侵害と認定された事件では、意匠権侵害訴訟事件はわずか19.2%で、発明特許権侵害訴訟及び実用新案権訴訟は、それぞれ50.4%及び30.4%を占めた。

なお、第二審特許権侵害訴訟の結果について分析した結果、90.1%の事件において、一審判決を維持し、一審判決への変更率は、ただ9.9%であった。

オ 実用新案権と意匠権の出願件数の減少理由

SIPOが2014年に受理した実用新案出願件数は、前年比で約3%減少したが、2015年に受理した実用新案出願件数は約110万件に達し、前年比で30%、前々年比では23%増加した¹⁴。

このような変化は、2013年からSIPOにおける実用新案に対する審査が厳しくなり、品質の伴わない出願が登録できなくなったので、2014年実用新案出願に対する意欲が一旦低下したが、2014年には調整を経て、出願人は新たな審査基準に順応できるようになったので、2015年からまた積極的に実用新案出願するようになったのではないかと考えられる。

なお、SIPOが2014年に受理した意匠出願件数は、前年比で約14%減少したが、2015年に受理した意匠出願件数は約57万件に達し、前年より約4500件増加した。意匠権出願が減少したのは、中国の特許政策が量から質への転換が図られ、品質の低い特許の出願・登録に対する奨励及び関連企業に対する優遇政策が変更されたことによるものかと思われる。

カ 実用新案権の方式審査（初歩審査）における新規性の審査の程度

2013年から、SIPOは、実用新案権の品質を向上させるために、実用新案権の

¹⁴中国国家知識産権局より公布した「国家知識産権局特許業務作業及び綜合管理統計月報」から弊所が統計できたデータ

方式審査における新規性についての審査を強化し始めた。そこで、実用新案の審査官に対して、一部の出願の新規性を自発的に審査することが要求されるようになった。その根拠は下記の審査指南の記載である。

「審査指南第1部分第2章

11. 専利法第22条第2項に基づく審査

方式審査において、審査官は実用新案が明らかに新規性を具備しないものかについて審査する。審査官は、入手した先行技術又は拡大出願に関する情報に基づき、実用新案が新規性を明らかに具備しないものかを判断してよいとする。」

また、審査官は、下記のルートで入手した先行技術に基づいて新規性の審査を行うことができる。

- ・ 新規性喪失の例外適用が不成立
- ・ 優先権主張が不成立
- ・ サーチレポート付き
- ・ PCTサーチレポート付き
- ・ いずれかの者から提供された拡大先願の情報
- ・ いずれかの者から提供された先行技術情報

なお、審査官は特許データベースで先行技術を調査して新規性を審査する可能性もある。

キ 発明特許権と実用新案権の併願件数と有効性

「特実併願」制度とは、同一出願人が同一の発明創造について発明特許及び実用新案の両方を同日に出願することをいう。「特実併願」制度はそのニーズのある出願人にとって大いに役立つが、ある重要な技術成果について、出願人は発明創造を早期権利化することで、市場においてその効力を発揮させたいと考えると同時に、長期間にわたる保護を獲得したいという願いもある。このような場合、出願人は「特実併願」制度を合理的に活用することにより、短期間で実用新案権を取得し、その後発明特許の登録と同時に実用新案権を放棄することにより、発明特許のより長い権利期間も得ることができる。そして、発明特許出願を補正することにより、発明特許と実用新案の保護範囲が相異なる二

つの権利を保有することができ、保護範囲が広くさせることもできる。また、発明特許権と実用新案権は、それぞれ下記のメリットがあるが、特実併願制度は発明特許と実用新案の両方のメリットを集約させたものであると言える。

番号	項目	発明特許	実用新案
1	進歩性の基準	高い	低い
2	権利期間	20年	10年
3	費用（手続費用、代理費用を含む）	高い	安い
4	審査期間	長い（平均約 21.8 ヶ月）	短い（約 3.5 ヶ月）
5	保護対象	製品、方法	製品

特実併願は、出願人にとってはいかなるリスクももたらさず、唯一の欠陥は、発明特許又は実用新案の中の1つのみを出願することより若干多い費用を必要とすることである。但し、特実併願の場合、発明特許と実用新案は、通常、大体同じ出願書類を使用するので、通常、わずかな費用が増加するだけである。そこで、実務上、積極的に特実併願制度を利用して、発明特許権と実用新案権のメリットを十分に活用する価値がある。

なお、発明特許権と実用新案権の併願の件数に関する公的統計データは見つからなかったため、ご参考までに、弊所より扱った併願の件数に関するデータを提供する。弊所がこれまで取り扱った実用新案出願のうち、約16%の実用新案出願は「特実併願」によるものであった。

II 特許評価報告制度

ア 特許権評価報告の歴史的沿革

「特許法」には実用新案出願について形式審査のみを行い、実体審査は行わないと規定しているため、権利付与された実用新案の法的安定性はそれほど高くなく、無効にされる可能性も相対的に大きい。当該問題を解決するために、2000年の「特許法」改正時には、「実用新案特許検索報告制度」が追加され、その後、2008年の「特許法」改正時には、同報告制度に対して改正・改善を行うと同時に、名称を「特許権評価報告」に変更した。

イ 特許権評価報告の概要

1. 特許権評価報告の発行を請求する時間

実用新案権又は意匠権の付与決定が公告された後、「特許法」第 60 条に規定されている特許権者又は利害関係者は、国务院特許行政部門に特許権評価報告の作成を請求することができる。

2. 特許権評価報告書の作成を請求する主体

2010 年版「特許法実施細則」第 56 条第 1 項の規定に基づき、特許権者又は利害関係者が、特許権評価報告の作成を請求することができる。そのうち、利害関係者とは、「特許法」第 60 条の規定に基づき、特許権侵害紛争について、裁判所に訴訟を提起し、又は特許事務管理部門に処理を請求する権利を有する者のことをいう。

ただ、特許権評価報告書は、権利者又は利害関係者しか取り寄せることができないが、一旦、同報告書を取寄せれば、誰でも、閲覧することができる。特許権評価報告書には、実用新案権が不安定であるという結論が記載される可能性があり、当該結論がいかなる機関又は組織又は個人に知られる可能性もあるので、特許権評価報告書の作成の請求については、慎重に考えなければならない。もし、実際に権利の安定性が弱い場合、特許権評価報告書は、権利者にとって有利な資料とならず、逆に他人に利用されることになりかねない。よって、まず、係る実用新案権の権利安定性対して、権利有効性鑑定を実施の上、関係結果に基づいて、評価報告書の取り寄せを決めたほうが得策であると思われる。

3. 特許権評価報告の性質と役割

「特許法」第 61 条には特許評価報告は「特許権侵害紛争を審理・処理する証拠とすることができる。」と明確に規定している。ただし、特許権評価報告は特許権侵害紛争を審理・処理する証拠であって、特許権の有効性を判断する証拠ではないということに注意を払わなければならない。これは、中国現行の特許制度に基づき、いずれかの者が特許権の有効性を疑った場合、SIPO の特許審判委員会に特許権無効審判請求を提出するしかないからである。

特許権評価報告の役割は、まず、特許権者に自己の特許権の確定性に対する初歩的な判断、及び特許権の法的な安定性についての正確な認識をさせることにより、権利行使の要否についてより正確に判断できることである。次に、特許権侵害訴訟の審理過程において、特許権評価報告は専門的な技術知識の立場

から、裁判所による権利侵害訴訟の審理に、一定の参考的な役割を有することである。さらに、これは最も主な役割であるが、特許権評価報告は、被疑侵害者が答弁期間に特許権の無効審判請求を提出した状況下で、裁判所又は特許業務管理部門が権利侵害紛争の審理又は審査を中止すべきか否かを判断するのに役立つことである。特許権評価報告において、係争中の実用新案権に対して不利な評価意見が提示されていない場合、裁判所は、実用新案権侵害紛争訴訟を中止せず、継続させることができる。

つまり、特許権評価報告制度により、実用新案権の安定性が低いという理由で、権利行使が行いにくいという問題を解決できたことで、中国の実用新案権は価値が高く、かつ権利行使がしやすい権利となった。この観点からみれば、出願人は実用新案制度をより一層重視し、低コストで高い利益を得るために、合理的に活用すべきであると考えられる。

おわりに

実用新案と発明特許の間には多くの相違点があるものの、両者はいずれも中国「特許法」が保護する対象である。かつ、実用新案権は権利行使において、発明特許とさほど違いがない。しかも、中国の実用新案制度は、小型の発明創造を励まし、審査・許可も容易かつ迅速で、費用も安価であるので、特に中小企業の発明成果を保護するうえで、著しい効果をもたらすものと考えられる。

現在、実用新案に対する外国企業の利用程度は、国内企業に比べ、圧倒的に少ないのが現状である。しかし、これまで述べてきたように、中国実用新案制度にはさまざまなメリットが顕著である。今後、実用新案制度のさらなる調整や実務経験の積み重ねにより、中国の実用新案制度は中国特許制度においてますます大きな役割を担い、ますます大きな力を発揮することが期待される。

したがって、国内外の出願人が実用新案制度に対してより理解を深めることで、実用新案制度をより正確かつ十分に活用し、その中からより多くの権利や利益がもたらされるものと期待できる。本稿が、皆様の中国実用新案の理解の一助になれば幸いである。